

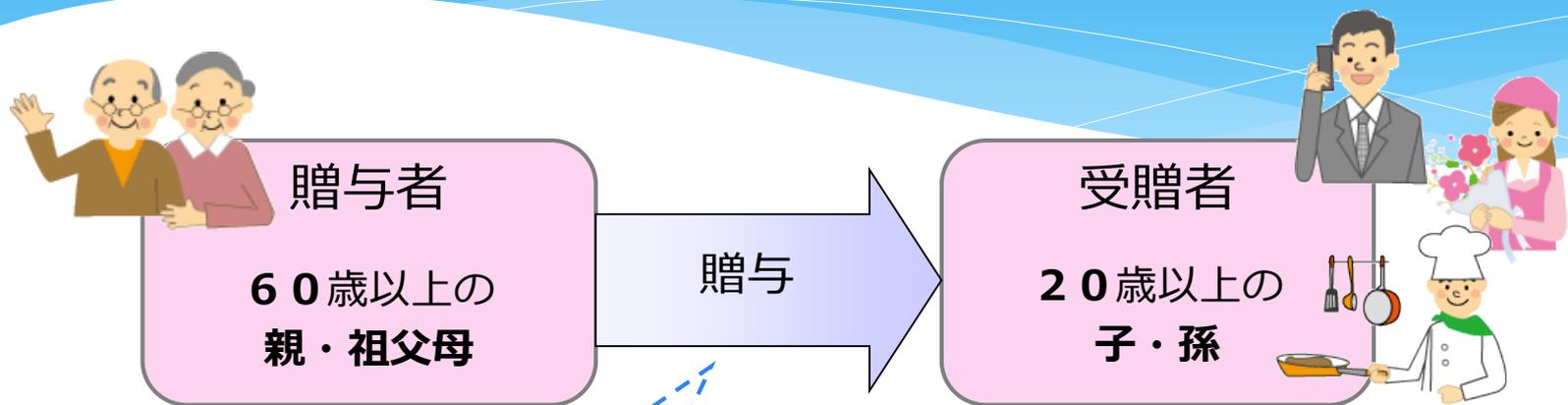
～ 相続の基礎  
「相続」を学ぼう!! ～

# 相続時精算課税制度



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

# 1. 相続時精算課税制度とは？

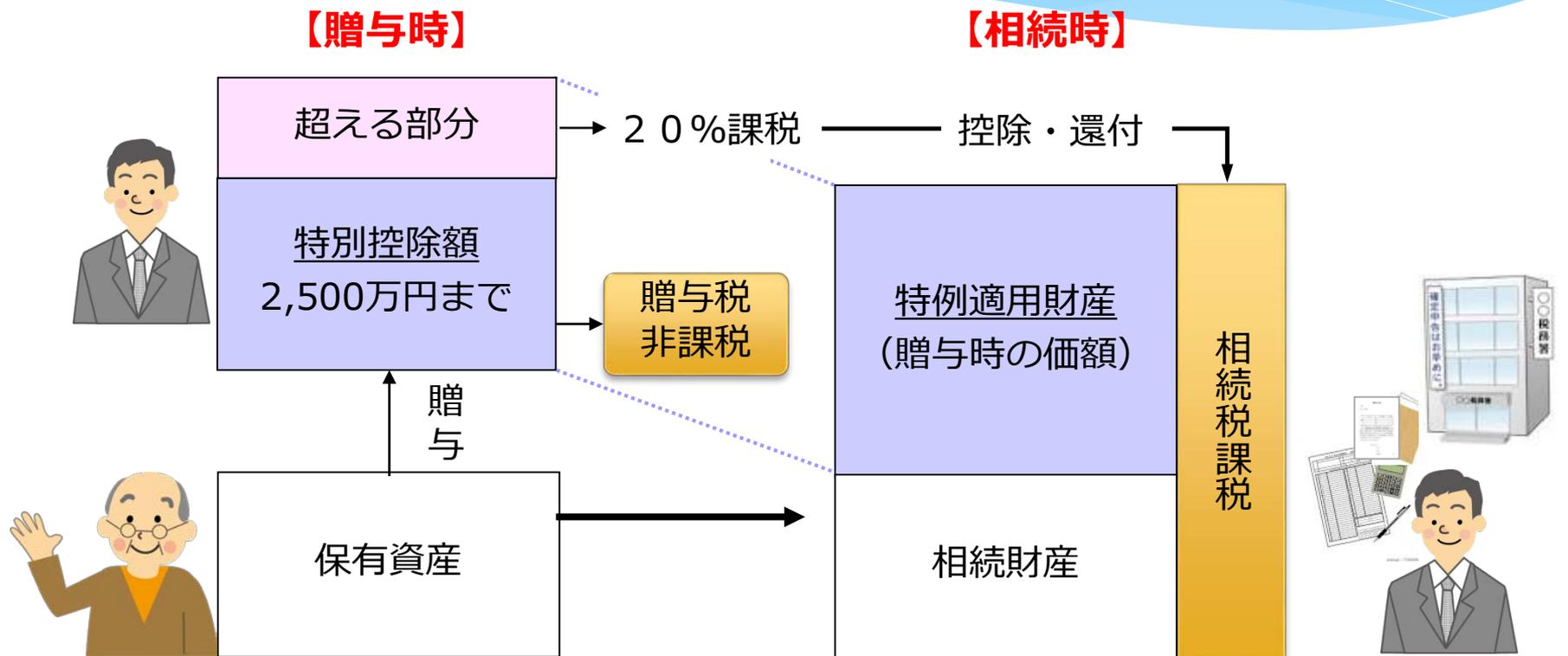


翌年2月1日～3月15日までに  
税務署へ申告

※相続時精算課税制度は、贈与を受けた子・孫ごと、贈与した父母・祖父母ごとに選択可。

※選択した年以後の贈与は同制度を適用。  
(暦年贈与への変更は不可)

## 2. 課税の仕組み



当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年10月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

### 3. 相続時精算課税のポイント

- ◆一度に高額贈与が可能ですが、相続時に贈与財産の価額が相続財産に加算されるため、原則相続税の軽減効果はありません。
- ◆相続時に加算される財産は贈与時の時価のため、将来資産価値が上昇する財産、または収益性のある財産の贈与はメリットがあります。
- ◆一度相続時精算課税制度を選択すると、暦年課税制度を選択することができなくなります。
- ◆適用には確定申告が必要となります。
- ◆適用する場合は税理士等へ十分相談ください。

### 【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

### 【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会